

事 務 連 絡
平成 23 年 1 月 12 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室

地方住宅供給公社の賃貸住宅のグループホーム等への活用について（情報提供）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省が所管する地方住宅供給公社法施行規則について、別添のとおり改正され、地方住宅供給公社の賃貸住宅を賃借できる者として、新たに障害者のグループホーム又はケアホームを運営する者が追加されました。

つきましては、本改正の内容について、貴管内市町村や関係機関等に周知いただくとともに、地方住宅供給公社の賃借住宅の活用等、住宅部局との連携によるグループホーム等の整備促進に積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、ご参考までに当規則改正に至ったパブリックコメントの意見募集と結果概要が掲載されたホームページのリンクを記載します。

記

(参考) 当規則改正に至ったパブリックコメントの意見募集と結果概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100709&Mode=0>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100709&Mode=2>